

前金払の使途拡大の特例について（継続）

1 趣旨

地方自治法施行規則等が改正されたことを踏まえ、市発注公共工事について平成28年1月1日から適用しておりますが、公共工事の適正かつ円滑な施工の確保を図るため、令和6年度においても、引き続き前金払の使途拡大の特例措置を継続します。

2 特例措置の内容

真岡市公共工事前金払事務取扱要綱第9条に定める前払金の使用に関して、前払金の使途を拡大します。（中間前払金を除く）

現 行	改正後
材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、 <u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>	材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用

注）現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金額の100分の25とする。

3 契約に関する取扱い

（1）新規契約の場合（別紙特約条項参照）

別紙の特約条項を添付して契約を締結する。

（2）変更契約の場合（別紙変更契約書参照）

工事打合せ簿により変更協議の上、別紙の変更契約書により締結する。

4 適用時期等

平成28年1月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものに適用する。

なお、既契約済のものについては、受注者からの申し出に基づき、発注者と受注者間で協議の上、当該措置を適用できるものとする。

※特約条項等、様式については

真岡市HP ⇒ しごと・産業 ⇒ 入札 ⇒ 契約の方法・書式 ⇒ 建設工事の場合よりダウンロードください。



いちごのまちから
未来をつむぐ もおか70
～真岡市 70周年・二宮誕生 70年～

問い合わせ先

真岡市総務部総務課契約検査係

TEL : 0285-83-8145